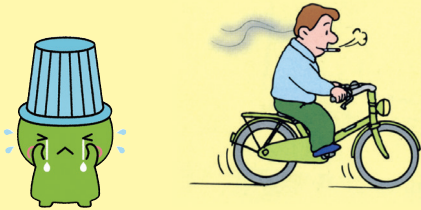


堺市では、「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」に基づき、

道路・公園など公共の場所において、空き缶・印刷物等をポイ捨てすることを禁止するとともに、路上喫煙しないよう努めることを規定しています。また、特に必要があると認める区域を路上喫煙等禁止区域に指定します。

○「路上喫煙」とは？

道路や公園など屋外の公共の場所で、火のついたたばこを吸うことや火のついたたばこを持つことをいいます。この路上喫煙には、歩行中だけでなく、立ち止まっているときや自転車・自動二輪車に乗って移動しているときも含まれます。



○「路上喫煙等禁止区域」とは？

路上喫煙等禁止区域は、路上喫煙や空き缶等のポイ捨てが禁止されている区域のことで、「堺東駅前広場、堺駅前（西・東）広場、大小路筋及び市役所周辺」を「路上喫煙等禁止区域」に指定しています。路上喫煙等禁止区域では、違反者から1,000円の過料を徴収しています。



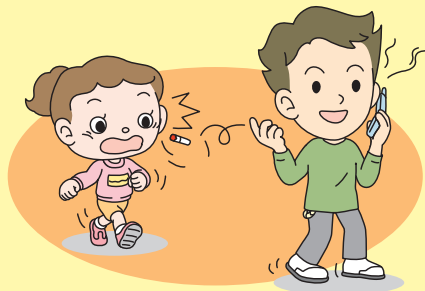
○「路上喫煙等マナー向上重点啓発区域」とは？

路上喫煙等禁止区域のほか、屋外の公共の場所のうち、路上喫煙やポイ捨てによるまちの環境の悪化を防止するため、特に必要があると認める区域を「路上喫煙等マナー向上重点啓発区域」に指定し、路上喫煙をしないよう指導するとともに、喫煙等のマナー向上を図るため、啓発活動などを重点的に実施しています。

○なぜ「路上喫煙」を防止するの？

道路や公園など、公共の場所での喫煙は、喫煙をする人が注意を払っていても、ほかの人の体や服にたばこの火があたってしまうことがあります。特に、たばこを持つ手は子どもの顔のあたりに位置するので、子どもに与える被害が問題視されています。そして、歩行しながらの喫煙は、周辺の歩行者に流れてくるたばこの煙を吸わせることになり、健康への影響も心配されます。また、まちに散乱しているたばこの吸い殻は、そのほとんどが路上喫煙によるものと考えられますし、たばこの火の不始末は火災にもつながります。

このようなことから、まわりの人に危険を及ぼすおそれのある路上喫煙を防止するものです。



路上喫煙等マナー向上サポーター募集

堺市では、「マナー向上サポーター」として、ポスターの掲示や市が行う喫煙等のマナー向上のための様々な取り組みに参加していただける市民や事業者の皆様を募集しております。

より一層啓発効果を高めるため、多くの方のご理解、ご協力をお願いいたします。

詳しくは、堺市ホームページをご覧ください。



堺市環境
マスコットキャラクター
「ムーやん」